

豊橋市監査公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定により提出された豊橋市職員措置請求に係る監査の結果について、同条第5項の規定により次のとおり公表します。

令和7年12月22日

豊橋市監査委員 鈴木教仁
同 野口洋
同 梅田早苗
同 本多洋之

第1 監査の請求

令和7年10月24日付けで、次のとおり監査の請求があった。

豊橋市職員措置請求書

1 請求の要旨

長坂市長は、令和7年3月7日の緊急記者会見で浅井前市長の任期中のパワハラについて、「パワハラがあったとする職員からの通報」に基づき、「再度第3者委員会を設置して調査を進める。」と述べた。しかし、浅井前市長が行ったかもしれないパワハラは、浅井前市長が失職した時点で豊橋市政の行政課題として存在していない。長坂市長の緊急記者会見での発言は（記者会見自体も）、令和6年11月執行の豊橋市長選挙時の法定ビラを正当化しようとする私的行為でしかないので、緊急記者会見に市職員を従事させたことは不当である。

2 求める措置

緊急記者会見の準備及び同席させた広報広聴課職員の時間外勤務手当のうち当該緊急記者会見事務に費やした相当額3,147円（動画から緊急記者会見分50分と準備にかかった時間10分で算出）を長坂市長に弁償させるよう請求する。

3 請求人

住所、氏名省略

4 事実を証する書面

事実証明書1 令和6年11月10日執行の豊橋市長選挙で配布された法定ビラ1号

事実証明書2 時間外勤務実績報告書

第2 監査の結果

監査の請求について、監査した結果を次のとおり請求人に通知した。

7 豊監査第47-7号

令和7年12月22日

請求人 あて

豊橋市監査委員 鈴木教仁
同 野口洋
同 梅田早苗
同 本多洋之

豊橋市職員措置請求について（通知）

令和7年10月24日付けで提出のあった豊橋市職員措置請求（以下「本件請求」という。）については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づき、下記のとおり監査の結果を通知します。

記

1 請求の受理

本件請求は、令和7年10月31日に受理した。

2 監査の実施

監査は、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与えたほか、豊橋市（以下「市」という。）当局から提出された書類についての調査及び市の関係職員（以下「関係職員」という。）からの事情聴取により実施した。

（1）監査対象事項

請求書及び請求人の陳述内容を勘案した結果、請求の要旨を次のように解して監査を実施した。

市長が令和7年3月7日に行った緊急記者会見の内容は、令和6年11月10日執行の豊橋市長選挙で配布された法定ビラ1号（以下「法定ビラ」という。）を正当化しようとする私的行為であるか。また、緊急記者会見に市職員を従事させ、時間外勤務手当が支給されたのは、不当な財務会計行為に該当するか否かを監査の対象とした。

（2）監査対象部局

企画部

(3) 請求人の陳述

請求人に対し、地方自治法第242条第7項の規定に基づき証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、令和7年11月13日に行われた請求人の陳述において、これは市長選挙のときに法定ビラの中で引用した記事を証明するための私的行為としての記者会見であり、公務ではない。これが仮に組織内にパワーハラスメントの文化が蔓延していて、それを今後防ぐために一連の手続きをしているということであれば、公務でもあるかと思うが、市長の主張はあくまでも法定ビラの正当性を問うものという記者会見をして、第三者委員会を設置した。これは法定ビラの正当性を証明するための私的行為で行政業務ではないという旨の陳述がなされた。

(4) 事情を聴取した関係職員

令和7年11月20日に次の関係職員に対し、監査対象事項について事情聴取を行った。

市長、島村副市長、企画部長、広報広聴課長

また、次の関係職員に対し、文書で調査を行い、11月26日に回答を得た。

杉浦前副市長

3 監査の結果

本件請求については、合議により次のとおり決定した。

(結論) 本件請求は、これを棄却する。

以下に、その理由を述べる。

(1) 事実確認について

本件請求について、次のとおり事実を確認した。

ア 緊急記者会見の実施までの主な経過は、以下のとおりである。

令和6年11月10日	豊橋市長選挙
12月11日	豊橋市議会定例会における一般質問において、法定ビラに記載されている浅井前市長のパワーハラスメントの事案について、公正に調査をし、議会等に報告する方向で調整するという総務部長の答弁があった。
令和7年1月31日	豊橋市パワーハラスメントの疑いに関する調査委員会が設置された。
3月4日	豊橋市パワーハラスメントの疑いに関する調査報告書が豊橋市議会議長に提出された。
3月5日	豊橋市議会定例会で緊急質問が行われた。その中で、市長は、第三者委員会の設置について、その必要性が認められることがあれば、設置する可能性は、否定はできないと答弁した。
3月7日	緊急記者会見

イ 豊橋市パワーハラスメントの疑いに関する調査委員会の調査については、以下のとおりである。

市は、令和6年12月豊橋市議会定例会における一般質問を受けて、法定ビラで引用された記事のうちパワーハラスメントに関する部分について調査するため、豊橋市パワーハラスメントの疑いに関する調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置した。

調査委員会では、あいち電子申請・届出システムにより記名式で調査を行うとともに（回答者数1,526人（回答率82.04%））、秘書課に在課していた職員14人にヒアリングにより調査を行ったが、パワーハラスメントに関する事案は確認できなかったとして、令和7年3月4日に豊橋市議会（以下「市議会」という。）議長に調査結果を報告した。

ウ 令和7年3月7日の緊急記者会見で市長が話した内容は、以下のとおりである。

昨日、匿名で、前市長のハラスメントに関して、かなり具体的な情報提供を職員より受けました。私に示したような内容は、今回のような調査では伝えられない。完全な第三者による調査が行われるのであればお伝えできるけれども、今回のような調査では、やはり自分の身を守るという判断になってしまふというような趣旨でした。

おとといの緊急質問の中で、今後、第三者による調査が必要だと認めることがあれば、第三者による調査に進んでいくという趣旨の答弁をしたと思いますが、明らかに、具体的に、そういう第三者による調査があれば伝えますということですので、その必要があると判断をして、第三者による調査を行うための検討をスタートするように、検討というのはどういうやり方が良いのかということです、検討するように、先ほど指示をしました。

私は情報提供をされた職員が特定されうる話ですので、私のところに寄せられた具体的なエピソードはお話ししませんし、できませんが、なぜ調査委員会の調査では答えられない、答えるのは難しいかというと、大きくは、まず同じ市職員、多くの者にとっては上司とか上職に当たるような職員が委員であったり聞き取りをしていたりとか、あるいはアンケートが記名式であるとか、そういう調査ではありのままにお伝えすることは難しいという趣旨です。

先ほど具体的なエピソードは申し述べられませんとお伝えしましたが、この方から、逆にこれはきちんと伝えてほしいというようなお言葉をいただいたので、それはできるだけそのままに近い形で読ませていただきます。「今回の調査は、パワハラを受けたかもしれない人に対してあまりに配慮に欠けたやり方です。実名の記載を求めてのアンケートや府内の管理職によるヒアリングでは、受けたり聞いたりしたことを言い出すことは到底できません。こんな表面的な調査では、何度も事実は見当たらなかったという結果になるのは明白です。今回の件に限らず、今後起こりうるパワハラ問題についても、市執行部が同様の表面的な調査で結論を出しかねないことに強い懸念と不信感を抱いています。」ということです。

まずもって、このお一人の職員の声に組織の長である私としては真摯に向き合わないといけないと思っています。一般質問や緊急質問でお答えしたとおり、今回の調査委員会の大枠である要綱を定めたのは市長である、具体的に言えば委員9名中6名は市の職員、幹部といえるような職員ですし、事務局も人事課を擁する総務部に置きました。そのような枠組みで調査を行ったことというのは、このようなお言葉をいただいて非常に配慮に欠け

ていた。結果として、こういうお言葉を寄せていただいたて調査が不十分なものであったと認識しました。ですので、私あるいは私たちは、市の職員から、これが本当にごく一部の方の声なのか広くかは分かりませんが、市の職員からの信頼の回復に努めなければならないと思っています。

また、今回の調査において、私は答弁で、あくまで調査の範囲内で調査項目とした事案が確認できなかったということを繰り返しあ伝えさせていただきましたが、それでも引用元の記事内容が事実に基づかない、あるいは誤りであるかのような、かなり断定的に近いような扱われ方をされたことに関しては筆者であるジャーナリストの山口様に対して心が痛む思いです。

改めて広くこのハラスメントに対して、第三者による調査を行う必要がある、行う準備をするよう指示を出したところです。

エ 広報広聴課長は、緊急記者会見開催の指示を受け、開始時間が勤務時間終了後になったことにより所属職員に時間外勤務命令を出した。緊急記者会見の業務に係る時間外勤務手当は、令和7年4月21日に支給された。

オ 第三者による調査の進捗について、市長は、以下のとおり述べている。

(ア) 令和7年6月10日の市議会定例会における一般質問

現時点で、私から市に伝えられる内容が、これまで答弁したような、個人が特定されない範囲の内容であるため、引き続き、情報提供者の保護を優先に、情報共有との両立を模索したいと考えている。したがって、第三者による調査そのものまでには、現時点では至っていない。

(イ) 令和7年9月3日の市議会定例会における一般質問

私から市に伝えられる内容は、個人が特定されない範囲の内容であることから、現時点では、第三者による調査などの対応には至っていない。

カ 本件請求に係る関係法令の条文は、以下のとおりである。

(ア) 地方公務員法（抄）

（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）

第32条 職員は、その職務を遂行するに当つて、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

(イ) 豊橋市事務分掌規則（抄）

（企画部に属する課等の事務分掌）

第6条

3 広報広聴課の事務分掌は、次のとおりとする。

（3）報道機関との連絡に関すること。

（職の設置）

第19条 部に部長、課等に課長、室長、所長、課長補佐、室長補佐、所長補佐及び主査を置く。ただし、特に必要がないと認める課には、これら的一部を置かないことが

できる。

(職務)

第20条 前条第1項の部長、課長、室長、所長、課長補佐、室長補佐、所長補佐及び主査は、上司の命を受けて所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(職員の任務)

第22条 事務は全て正確、かつ、迅速に処理して最大の能率を発揮するよう努めなければならない。

(イ) 豊橋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（抄）

（正規の勤務時間以外の時間における勤務）

第8条

2 任命権者は、公務のために臨時の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員に前項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

(エ) 豊橋市職員の給与に関する条例（抄）

（時間外勤務手当）

第14条 時間外勤務手当は、正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられた職員に対して、その正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について支給する。

キ 監査対象事項に関して関係職員から事情聴取した主な内容は、以下のとおりである。

(ア) 企画部長

① 3月7日の緊急記者会見について、具体的に、いつ、どのような指示を受けたか。

[回答] 3月7日の9時頃、広報広聴課（当時は広報戦略室）及び秘書課の職員＜管理職＞とともに市長室へ呼ばれ、市長から以下の説明があった。

・前市長のハラスマントに関して、本日の本会議終了30分後に緊急記者会見を行いたい。但し、辞職する旨の会見ではない。

・記者会見には両副市長に同席してほしい。

・広報戦略室は、市政記者会に記者会見開催の連絡を行うこと。なお、今回は市が主催したい。（※毎月の定例記者会見は市政記者会の主催）

・記者会見は質疑部分も含めてすべて録画し、後日市のホームページで公開したい。

・本会議終了後、記者会見までの30分間で政策会議メンバーに市長から会見の趣旨を伝えたいと考えている。についてはメンバーに本会議終了後市長室に参集するよう伝えほしい。

これを受けて

・本会議開始前、企画部長から杉浦副市長へ「本日の本会議終了後、緊急記者会見を開くこと、また会見には両副市長に同席してほしい、会見内容は本会議終了後に説明する」と市長から説明があったことを伝えた。

・本会議の休憩中（午後）に、企画部長から政策会議メンバーに本会議終了後、ハラスマントの件で市長室へ参集するよう口頭で伝えた。

・広報戦略室は、12時15分に市政記者へ緊急記者会見の案内をメール送信した。

② 3月7日の緊急記者会見の実施は、公務という認識だったか。

[回答] ①で回答したとおり、市長からの説明は「市が主催すること、また両副市長

が同席すること、市が会見の録画を公開すること」などであったため、緊急記者会見は公務であると認識していた。

③ 内容も分からぬ私文書をもとに緊急記者会見が開かれることに疑惑はなかったのか。

[回答] ①で回答したとおり、市長からの会見内容の説明は、会見直前の30分間だった。

市長からは、「市長へハラスメントに関して情報提供があったこと、情報提供者は第三者に対してでなければ具体的な情報提供はできないとしていること、それを受けた第三者委員会の設置に向けて検討をしていきたいこと、またこれらの内容を記者会見で話すこと」の説明があった。

その30分間に政策会議メンバーがそれぞれ、情報提供の内容や方法、提供者などについて市長に確認したが、いずれも情報提供者からの意向で開示できないとのことだった。

また、その場で「第三者委員会の設置に向けての検討は、企画部が担当するのが良いのではないか」とのコメントもあった。

結果として、緊急記者会見開催の是非や今後の対応などについて議論する時間はなかった。

④ 会見を終えて、緊急記者会見は公務との認識だったか。

[回答] ②で回答した理由により、会見後も公務と認識している。

⑤ 3月7日の緊急記者会見で市長から発言のあった第三者による調査の実施について、8月25日の定例記者会見で、情報共有に関する動きはないとの市長の発言があったが、その後、第三者による調査の実施に関する市長からの指示はあったか。また、検討は現状進んでいるか。

[回答] 8月25日定例記者会見前の8月中旬頃、市長から「第三者委員会の設置検討の指示については、一旦休止とする」旨の発言が、政策会議メンバーにあった。

したがって、その後の検討については進んでいない状況にある。

(イ) 広報広聴課長

① 3月7日の緊急記者会見について、具体的に、いつ、どのような指示を受けたか。

[回答] 日時：令和7年3月7日8時45分頃

場所：市長室

指示内容

指示の内容を記録していないため、正確ではないかもしれないが、概ね以下の内容だったと記憶している。

・本日、本会議終了の30分後に、ハラスメントに関する緊急記者会見を行うので、用意をしてほしい。

・この緊急記者会見は、開始から終了まですべて動画で公開してほしい。

・記者には、質疑は会見の案件についてのみと伝えてほしい。

・本会議終了後に政策会議のメンバーに説明するので、メンバーを集めてほしい。

・会見を実施することについては、まだ他言しないでほしい。

② 3月7日の緊急記者会見は、公務という認識か。

[回答] 市長から、ハラスメントに関する緊急記者会見を開催するため用意をするよう指示があり、併せて、会見の動画の市ホームページでの公表の方法などについても指示があった。会見の内容は聞かされていなかったが、3月5日に市議会本会議で「豊橋市パワーハラスメントの疑いに関する調査報告」についての緊急質問が実施されたばかりであったため、それに関連する会見であろうと考えた。

そのため、3月7日の緊急記者会見は、公務であるとの認識のもと、所属職員に勤務命令を出した。

③ 緊急記者会見には、誰が出席したか。その他、誰が当該業務に従事したか。

[回答]

会見出席者：市長、杉浦副市長、島村副市長、企画部長、広報戦略室長

会見業務従事者：広報戦略室主幹、広報戦略室主査

※役職は当時のもの

④ そのうち、時間外勤務手当が支給された職員について、当該業務に従事した時間、具体的な業務内容

[回答]

・広報戦略室主査

・業務従事時間及び具体的な業務内容

19:00頃～19:10頃（会見前：記者の案内、ビデオ撮影準備（ビデオカメラチェック）等）

19:10頃～20:00頃（会見中：記者の案内、ビデオ撮影等）

20:00頃～20:15頃（会見後：会場片付け、バックパネル、ビデオカメラの撤収等）

※会場の設営は当日午後の勤務時間内に行った。

⑤ また、時間外勤務手当の支給は適正に行われたか。

[回答] 当該職員が令和7年3月に従事した時間外勤務（本会見勤務時間を含む）については、令和7年4月21日に全額が時間外勤務手当として支給されている。したがって、当該業務に係る時間外勤務手当の支給は適正に行われている。

(イ) 杉浦前副市長

① 3月7日の緊急記者会見は、公務との認識だったか。

[回答] 本件緊急記者会見については、3月7日市議会本会議前の9時半過ぎ市長室での会議か打合せを終えた後、長坂市長から同席するよう指示があった旨、企画部長から伝えられた。前市長のパワーハラスメントに関する長坂市長への職員からの情報提供があったこともその時聞いたと思うが、その記憶は定かではない。

本件については、市議会で約束し府内に調査委員会を設け、該当する事実は確認できなかったとの報告を取りまとめたこと、及びその件に関し市長から同席の指示があったものと受け止め、公務として出席した。

② 内容も分からぬ私文書をもとに緊急記者会見が開かれることに疑義はなかったのか。

[回答] 3月7日時点では本会議開会中でもあったため、市長への情報提供文書の確

認にまでは至らなかつた。しかし、緊急記者会見の実施は長坂市長が決定したことであり、①でお答えしたとおり、市の調査委員会に関連する内容だったので、やむを得ないものと考えた。

③ 会見を終えて、緊急記者会見は公務との認識だったか。

[回答] 3月7日会見を終えた時点でも①②でお答えしたとおり公務と認識していた。しかし、その後市長には再三情報提供文書を私も含め複数の職員で確認する必要があると申し上げたが、在職中はそこにまで至らなかつた。

その文書が提供から半年以上経過しても共有されない状況を考えると、情報提供者の保護の必要性を考慮してもなお、不可思議かつ不自然な状態にあると考えている。

したがつて、今の時点では緊急記者会見に公務として出席したことについては若干の疑問を持っている。

(エ) 島村副市長

① 3月7日の緊急記者会見は、公務との認識だったか。

[回答] 主催者である市長が考える会見の目的、狙いを知らないため、会見が公務に該当するかどうかの評価は自分にはできない。

なお、自らが会見に同席したのは、市長から会見直前に知らされた「パワハラがあつたとする職員からの通報」の中に「パワーハラスメントの疑いに関する調査委員会の調査方法があまりに配慮に欠けていた」とのコメントがあり、会見の中でこれを市長が紹介するとの意向を直前に知らされたため、公務として行われた同委員会の委員長として、マスコミに対し、委員会の進め方が適切であることを説明する必要があると自ら判断したためである。会見それ自体が公務であるか否かに関わらず、自らが同会見に同席したことは公務であると認識している。

② 内容も分からぬ私文書をもとに緊急記者会見が開かれることに疑義はなかつたのか。

[回答] 会見の開催を知らされたのは、会見の直前であり、その是非について市長と議論する暇はなかつた。

なお、「内容も分からぬ私文書」と仰るが、ハラスメント案件の対応としては、その真贋について、まずは慎重に受け止めるべきかと思うので、申し添える。

③ 会見を終えて、緊急記者会見は公務との認識だったか。

[回答] 現時点においても、会見の狙い、目的を知らされていないため、会見が公務であるか否かの評価は自分にはできない。

(オ) 市長

① 3月7日の緊急記者会見を実施した目的は何か。

[回答] 令和7年3月4日に調査報告書が示された「豊橋市パワーハラスメントの疑いに関する調査委員会」の調査に関する内容であったため。

② 3月7日の緊急記者会見の実施は市長の指示によるものか。

[回答] 私が記者会見の実施を判断し、その旨を企画部長に伝えた。

③ 3月6日夜に市長が確認した文字情報は、6月11日の定例会での星野議員の質問へ

の回答で、「公文書不存在」であると述べている。今現在も公文書としては取り扱われていないとの認識でよいか。

[回答] 文字情報の内容は、個人が特定されない範囲で口頭で伝えている。そのため、文字情報そのものは令和7年11月19日現在においても、公文書として取り扱われていないと認識している。

④ 3月6日夜に市長が確認した文字情報をもとに緊急記者会見を実施したが、これは公務との認識か。また、その理由は何か。

[回答] 令和7年3月4日に調査報告書が示された「豊橋市パワーハラスメントの疑いに関する調査委員会」の調査に関する内容であり、この調査は豊橋市の事務として実施されている。したがって、公務と認識している。

⑤ 既に一般人となった前市長のハラスメントに関する調査は公務との認識か。また、その理由は何か。

[回答] 令和7年3月4日に調査報告書が示された「豊橋市パワーハラスメントの疑いに関する調査委員会」の調査が、豊橋市の事務として実施されている。したがって、前市長のハラスメントに関する調査は公務（市の事務）と認識している。

⑥ 令和7年3月定例会及び3月7日の緊急記者会見で発言のあった第三者による調査実施の目的は何か。

[回答] 文字情報の中に、調査委員会による調査を踏まえ、完全な利害関係のない第三者に対してであれば情報提供ができるという旨の記載があったため。

⑦ 第三者による調査の検討の状況はどうなっているか。

[回答] 令和7年9月定例会にて斎藤議員の一般質問にお答えしたのと同様に、私から市に伝えられる内容が、個人が特定されない範囲の内容であることから、現時点では第三者による調査などの対応には至っていない。

⑧ 緊急で記者会見を実施した意図は何か。

[回答] 調査報告書について、市議会でも緊急質問があり、市政の非常に強い関心事であった。

⑨ 再度確認するが、今や一般市民となった前市長のハラスメントかもしれない調査の目的は何か。

[回答] 市の人事に関することがあるということ、また、令和6年12月市議会定例会で調査すると答弁しており、市の人事の課題と認識している。

⑩ 現時点で第三者による調査などの対応には至っていないということだが、そもそも調査に至っていない、調査に至るためにには何が必要だという認識か。

[回答] 現時点においては、提供された情報の個別具体的な内容が共有されないと調査ができないと認識している。

3月7日に記者会見した時点においては、個別具体的な内容が共有されないと調査できないと思っていた。個別具体的な事案を特定しなくとも調査はできる。少なくとも他の自治体でそういう調査をやっているということを把握していたので、そういう認識でいた。

⑪ 現時点では、調査はできると思っているか。

[回答] 現時点では、情報共有ができない、個別具体的な事案が特定できないと難しい

と思っている。

⑫ 今後については、どう考えているか。

[回答] 今後については、第三者による調査ということ自体は状況が変わるので待つということと、市議会で、内部のみならず、外部での相談窓口についても勉強していきたいという答弁をしたと思うけれども、情報提供者の懸念というのは、今回のような調査委員会による内部調査が今後も行われることに対する懸念があつて、まだ外部相談窓口がどうなるか申し述べられないが、そういう体制が整えば、一定その懸念というのは払拭できるのではないかと思っている。

⑬ 記者会見をしてからここに至るまで相当期間があったわけだから、現状でいうと個人情報で難しいということがあって、ただこの先はそういった考えがあるのなら、そのことに関して何かアクションを起こしていればもっと動いたと思うが、市長のその思いを企画部長や副市長と話をして、やろうという努力はしたか。

[回答] 外部の相談窓口も含めて、相談体制を考えていこうということは伝えてある。検討は進めていて、しっかり考えてくれているということは把握している。

⑭ 改めてお聞きするが、3月7日の記者会見で、第三者による調査というのを言われたけれども、それは法定ビラの是非を明らかにするための目的であったのかどうか。

[回答] それは全くない。

⑮ この記者会見を開いたということが、請求人は私的行為だと言っているけれども、そういった私的な意図があったかどうかについては、どうか。

[回答] それもない。

もし私的な意図があるのであれば、別に私的にもできるし、そういうやり方も知っている。私的に記者会見をする、そういう区別をつけた方がいいのは明白だというのを理解している。あくまで今回は調査委員会の調査、特に調査手法について懸念する声があつて、それを踏まえてのものであると認識している。

⑯ 調査手法と言われたが、この会見が公務であるという理由はそういったところということでおろしいか。

[回答] 公務として行った調査に関する会見なので、公務だと認識しているし、また、これは事後の話ではあるけれども、この記者会見の内容自体も3月12日に緊急質問があつた。緊急質問を含めて市議会で聞けることは市の一般事務の範疇だという前提だと思うので、記者会見自体も一般事務だとみなされていたと認識している。

⑰ 会見の元になった職員とされる方からの情報提供があつたのかどうかというのを監査をする上で確認したいが、それを提出していただくことは可能か。

[回答] 情報提供そのものは控えたいが、弁護士が確認したという文書はあるので、閲覧であれば、今お見せすることはできる。

・監査委員が閲覧したが、6月2日付けで、写しの文書であり、3月6日に情報提供があつたことは記載されていなかった。

(2) 監査委員の判断

以上を踏まえ、監査対象事項について、監査委員は、次のとおり判断した。

ア はじめに、市長が令和7年3月7日に行った緊急記者会見の内容は、法定ビラを正当化しようとする私的行為であるかについて検討する。

市長は、緊急記者会見で、匿名の職員から前市長のハラスメントに関して情報提供があり、それを踏まえて、改めて第三者による調査を行うと述べた。

情報提供は、3月6日に市長のもとに文字情報で寄せられたとのことだが、市長のみが知るものであり、監査委員としても事実確認のために文字情報の提出を依頼したが、提出されずその存在は確認できなかった。なお、弁護士が作成した情報提供があったことを証明する文書を閲覧したが、3月6日に受け取ったとする市長発言は確認できなかった。

また、市長は、副市長等に情報提供があったことを伝えないまま、企画部長に緊急記者会見の開催の指示をし、記者会見の内容を副市長等に伝えたのは記者会見の直前だった。この経緯を見ると、急遽、このような進め方で記者会見を実施したことについて疑念が生じるところである。

さらに、第三者による調査を実施すると関係部局に指示があったものの、9か月が経過した現在においても実施されておらず、そのことについても疑問が生じている。

その一方で、緊急記者会見の内容は、市が行った調査委員会による調査に関する内容であり、請求人が主張する「長坂市長の緊急記者会見での発言は（記者会見自体も）、法定ビラを正当化しようとする私的行為でしかない。」とはいえない。

イ 次に、緊急記者会見に市職員を従事させ、時間外勤務手当が支給されたのは、不当な財務会計行為に該当するか否かについて検討する。

企画部長及び広報広聴課長は、市長から緊急記者会見開催の指示を受け、公務との認識で従事している。また、開始時間が勤務時間終了後になったことにより、所属職員に時間外勤務命令を出し、時間外勤務手当を支給している。これは、法令の規定に基づき適正に行われている。

以上の諸点を踏まえて、緊急記者会見の前日に市長が受け取ったとする情報提供について、その存在は確認できなかったものの、調査委員会の結果に関して情報提供者がその調査方法に懸念を持っているとしたことを踏まえて、改めて第三者による調査を市として行うということであり、そのことを公表するための記者会見を「法定ビラを正当化しようとする私的行為でしかない。」とはいえない。また、緊急記者会見の業務に係る時間外勤務手当は適正に支給されており、法令に違反しているとはいえない。

よって、本件請求については理由がないものと判断する。

4 意見

監査結果は以上のとおりであるが、監査委員としての意見を次のとおり付記する。

市長は、緊急記者会見で、匿名の職員から情報提供があったため、第三者による調査を行う準備をするよう指示を出したと述べた。その一方で、市長のもとに届いたとされる情報が市として共有されず、第三者による調査も進まないことで、緊急記者会見を実施した目的に疑惑が生じている。市長は、情報提供者の保護に配慮するとともに、緊急記者会見を実施した目的に係る疑惑が解消されるよう、十分な説明を尽くされたい。